

香川県水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年11月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県水道局管理規程第2号

香川県水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県水道局企業職員の給与に関する規程（昭和43年香川県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）及び職員<u>の公益的法人等への派遣等に関する条例</u>（平成13年香川県条例第47号）に定めるもののほか、水道局企業職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）及び職員<u>の公益法人等への派遣等に関する条例</u>（平成13年香川県条例第47号）に定めるもののほか、水道局企業職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。